

「八代市建築物耐震改修促進計画（改定）」の概要

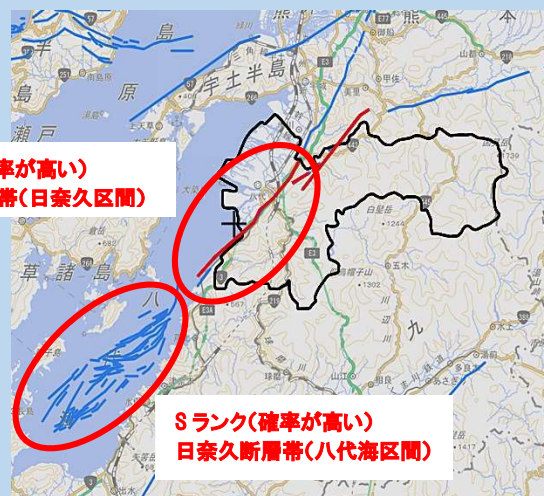
1. 計画の背景と目的

八代市ではこれまで「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号 以下「耐震改修促進法」という。）に基づき平成 20 年 3 月に「八代市耐震改修促進計画」を定め、関係団体等との連携を図りながら、建築物の耐震化の促進及び耐震改修の周知、啓発を行ってきました。

このような中で、平成 28 年熊本地震「以下「熊本地震」という。」が発生し、八代市においても最大震度 6 弱と最大震度 5 強の 2 回の大きな揺れが観測され、その後も震度 4 以上の地震が 16 回観測され、2,400 棟を超える建築物に被害が及んでいます。

Sランク（高い） 全国で 36 区間
Aランク（やや高い） 全国で 50 区間
Zランク（ほぼ 0%） 全国で 62 区間
Xランク（不明） 全国で 57 区間

日奈久断層帯（八代海区間）
日奈久断層帯（日奈久区間）



政府・地震調査研究本部による主要活断層の長期評価
算定基準日：令和 8 年 1 月 1 日

「地図・活断層データ」（国土地理院）（<https://maps.gsi.go.jp/>）

をもとに八代市建築指導課作成

熊本地震や令和 6 年能登半島地震など大規模地震が相次いで発生しています。特に「日奈久断層帯（八代海区間）」及び「日奈久断層帯（日奈久区間）」が本市を縦断しており、これらは、我が国の主な活断層の中でも地震発生確率が高いグループ（Sランク）に属しており、大規模な地震発生の切迫性と住宅や建築物の耐震化の重要性が一層高まっています。

国は、令和 7 年 7 月に、建築物の耐震化の現状を踏まえた新たな目標や、耐震化を促進するための取組みなどを示しており、本市も、市内の耐震化の現状を踏まえ、今後想定される大規模地震に備え、建築物等の耐震化をより一層促進していくため、計画を改定します。

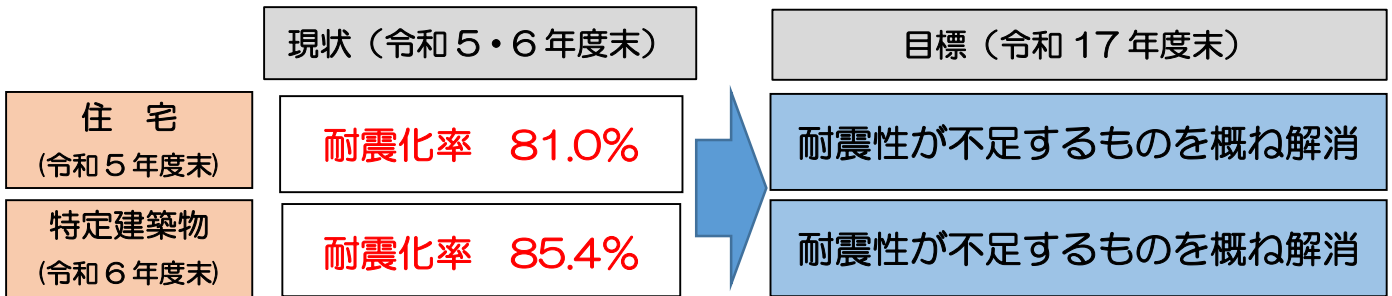
2. 計画の位置付け

八代市建築物耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第 6 条に規定する市町村耐震改修促進計画として、「八代市地域防災計画」における災害予防計画の実施のための計画として位置付けられています。

■計画期間：令和8年度から令和17年度

3. 次期計画の概要

(1) 建築物の耐震化の現状と今後の目標



*特定建築物：学校・病院・老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上の建築物、一定量の以上の危険物を扱う建築物、緊急輸送道路を倒壊により閉塞するおそれのある建築物のことといいます。

(2) 本計画の主な内容

①熊本地震を踏まえた住宅等の耐震化の促進

熊本地震においては本市においても、2度の大きな揺れを経験し、2400棟を超える建築物に被害が及んでいます。このため、今後起こりうる大規模地震等に備え、県と連携を図りながら、住宅の耐震診断や耐震改修等に対する支援策の整理及び拡充を図ります。

木造戸建て住宅の耐震化支援

- 耐震診断士派遣事業
- 耐震改修設計・工事等 補助事業の内容の整理及び拡充

②緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進

大きな揺れが予想される地域においては、緊急輸送道路沿道建築物の倒壊により、多数の者の円滑な避難が阻害されるおそれがあります。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画に位置づけられた道路等を対象に沿道建築物の耐震化を促進します。

○緊急輸送道路沿道建築物への耐震診断補助を実施し耐震化促進

*緊急輸送道路沿道建築物：地震によって倒壊し緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物のことをいいます。

③防災上重要な公共建築物等の更なる耐震化

○市庁舎、避難所等の防災拠点となる施設の耐震化の促進

熊本地震において防災拠点となる本庁舎が被災し、行政機能の移転を余儀なくされています。また、指定避難所が被災し、避難所として十分に機能できなかった事例がありました。

○大規模なホテル、病院等の耐震化の促進

大規模な建築物が倒壊した場合、人的・経済的被害が拡大することが予想されます。このため一定規模以上の大規模なホテル、病院、商業施設等について、耐震改修促進法の規定に基づき耐震診断結果の公表を行いました。

また、これらの施設については、国、県、市町村により耐震診断・改修等の補助を行い、耐震化の促進を図っていきます。

○社会資本整備総合交付金を活用し、改修や建替えによる耐震化の促進

④非構造部材を含めた安全対策

○地震後の継続使用を可能とするための非構造部材の安全対策強化

熊本地震において、天井の脱落や外壁落下等により避難所等の防災拠点となる施設が使用できなくなる事例が発生しています。地震後の建築物の継続使用を可能とするためには、非構造部材を含めた建築物全般の安全対策が必要です。

○エレベーター、建築設備等の安全対策の促進

大地震ではエレベーターの閉じ込めや設備機器の転倒等が発生しており、建築設備についても安全対策が必要です。

○社会資本整備総合交付金を活用した耐震改修等の促進 ○定期報告制度の活用による安全対策の指導

⑤耐震化に係る体制整備及び人材育成

○耐震診断等に対応できる専門技術者養成の強化

技術者の不足や高齢化が進んでおり、担い手の育成が喫緊の課題となっています。

○県と連携し、建築関係団体の協力のもと耐震診断等に対する講習会等についてより参加しやすく、実践的な内容を取り入れる等の拡充を行い、積極的な人材育成を図ります。